

国史大辞典編集委員会編

国史大辞典

5

けーこほ

吉川弘文館

国史大辞典 第5巻 (け〜こほ)

国史大辞典編集委員会編

東京 吉川弘文館 1985.2

1018p 図版65枚 27cm

Title entry: Kokushi daijiten

©Yoshikawa Kobunkan 1985.

Printed in Japan



国史大辞典 第五巻

昭和六十年二月一日 第一版第一刷発行
平成九年五月一日 第一版第五刷印刷
平成九年六月一日 第一版第五刷発行

編集 国史大辞典編集委員会

発行者 吉川圭三

発行所 株式会社 吉川弘文館

〒113
一一三

東京都文京区本郷七丁目二番八号

☎(〇三)三八一三一九一五代表

振替口座〇〇一〇〇一五二四四

落丁・乱丁本はお取替えいたします

ISBN4-642-00505-6

㊤ <日本複写権センター委託出版物>

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

例言

項目

一 本辞典に収録する項目は、日本歴史の全領域を網羅し、さらに広く考古学・人類学・民族学・民俗学・国語学・国文学などの隣接諸分野にも及んだ。また、主要な典籍・古文書・記録や、書誌学・古文書学・史料学、史学史関係の項目も多数採取して、研究の便を図った。

二 一つの項目で、別の呼称や読みのある場合は、適宜その一つを選んで見出しを立て、他は必要に応じカラ見出しとし、その項目を指示した。

三 関連項目は、適宜その一つを選んで見出しを立て、まとめて記述した場合もある。また、総括的概観ができるよう、主題項目の中に中見出しを立てて記述する方法も用いた。

四 かな見出し

- 1 現代かなづかいによる「ひらがな」書きとした。
- 2 外国語・外来語は「カタカナ」書きとし、「ヴ」は使用せず、長音は長音符号(ー)を用いた。ただし、中国・朝鮮の人名や地名で、日本の漢字音によるものは「ひらがな」書きとした。

五 本見出し

3 欧米人名は、ファミリーネームをかな見出しとした。

1 日本読みのものは、漢字と「ひらがな」を用いた。

2 外国語は原語の綴りを用いた。ただし、ギリシャ語・ロシア語などは、ローマ字に置きかえたものを用いた。

3 日本語と外国語を合成したものは、外国語の部分を「カタカナ」書きとした。

4 外来語で漢字表記が慣用されているものは、漢字を用いた。

5 欧米人名は、パーソナルネーム、ファミリーネームの順のフルネームとし、爵位も付記した。

6 かな見出しと全く一致する場合は、本見出しを省略した。

7 中国・朝鮮以外の国名は通称に従い、英語の綴りを本見出しとした。政体名を付ける場合は「カタカナ」・漢字まじりとし、英語の綴りを付記した。

8 中国・朝鮮の地名および近代の人名は、本見出しの後に、必要に応じ原語音のローマ字綴り(中国はウェード方式、朝鮮はマッキューンライシャワー方式)を付記した。

配列

一 かな見出しの五十音順とした。清音・濁音・半濁音の順とし、また、促音・拗音も音順に加えた。長音符号(ー)は、その前の「カタカ

ナ」の母音をくり返すものとみなして配列した。

二 かな見出しが同じ場合は、本見出しの字数・画数の順とし、さら
にかな見出し、本見出しが同じ場合は、一般・人名・典籍・地名の
順とした。

三 一般・人名・典籍・地名のそれぞれの中で、かな見出し、本見出
しが同じ場合は、おおむね著名順または年代順とし、(一)(二)(三)を冠
して一項目にまとめた。

記 述

一 文 体 ・ 用 字

1 漢字まじりの「ひらがな」書き口語文とし、かなづかいは、引
用文をのぞき、現代かなづかいを用いた。

2 漢字は新字体を用い、歴史的用語・引用史料などのほかは、な
るべく当用漢字内で記述した。また、必要に応じ(一)内に読みが
なを付けた。

3 数字は、漢数字を使用し、十・百・千・万などの単位語を付け
た。ただし、西暦、西洋の度量衡、百分比、統計的数値、列記さ
れる数字群、文献の編・巻・号などは、単位語を略し、桁数が多
い時は、万以上の単位語を付けた。壹・貳・参・拾・廿・卅など
の数字は、引用文などのほかには使用しなかった。横書きの場合
は、アラビア数字を用いた。

二 年 次 ・ 年 号 ・ 時 代

1 年次表記は、原則として年号を用い、(一)内に西暦を付け加え
た。同年号が再出する場合は、西暦を省略した。

2 改元の年は、原則として新年号を用いた。

3 年号のない時代は、『日本書紀』『続日本紀』により、天皇の治世
をもって年次を表わした。また、崇峻天皇以前は、西暦の注記を
省略した。

4 南北朝時代は、項目により北朝または南朝の年号を用い、必要
に応じて南朝または北朝の年号を(一)内に付け加えた。

5 日本の年号と、中国・朝鮮の年号を対照させる場合は、いずれ
かを主にし、他を(一)内に入れた。

6 朝鮮の紀年は、『三国史記』『高麗史』『朝鮮王朝実録』の称元法に
従った。

7 外国関係の記事で、日本と関係のある場合は年号を使用し、特
に関係のない場合は、西暦のみとした。

8 太陽暦採用(明治五年、一八七二)前の欧米との外交関係につい
ては、必要に応じ太陽暦・太陰暦の両方を掲げた。また、改暦前
は、一月とはせず、正月とした。

9 時代の称呼は、原則として古代・中世・近世・近代・現代とし
た。また、大和時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・南北朝時
代・室町時代・戦国時代・安土桃山時代・江戸時代・明治時代・
大正時代・昭和時代などの通用の時代区分も適宜用いた。

三 中国・朝鮮人、および昭和二十四年（一九四九）以前に没した日本人の年齢は、かぞえ年齢とし、そのほかは満年齢で記した。

四 記述の最後に、基本的な参考文献となる著書・論文・史料集をあげ、研究の便を図った。

五 項目の最後に、執筆者名を（ ）内に記した。

六 記号

『 』 書名・雑誌名・叢書名などをかこむ。

「 」 引用文または引用語句、特に強調する語句、および論文名などをかこむ。

（ ） 注または読みがなをかこむ。角書・割書も一行にして（ ）でかこむ。

〔 〕 小見出しをかこむ。

↓ カラ見出し項目について、参照すべき項目を示す。

↓ 参考となる関連項目を示す。

↓ 別刷図版のあることを示す。

― 区間を示す。 例…江戸―長崎

〔 〕 数の幅を示す。 例…二五―三〇センチ

・ 並列点および小数点を示す。

≡ 系図の養子を示す。

“ ” 二語以上の外国語を「カタカナ」書きにしてつなぐ時に用いる。 例…ウィリアム・アダムス

金石文などの引用史料の改行を示す。

国史大辞典編集委員会

編集顧問

大久保利謙
児玉幸多
小西四郎
斎藤忠
竹内理三
宝月圭吾

編集委員

坂本太郎
臼井勝美
大石慎三郎
加藤友康
菊地勇次郎
笹山晴生
関晃
瀬野精一郎
高村直助
高田直鎮
土田直靖
鳥海庄八
早川庄八
尾藤正英
福田豊彦
丸山雍成
皆川完一
安田元久
由井正臣

製	製	表紙クロス	本文特漣紙	製版印刷
函	本			
加藤製函印刷株式会社	誠製本株式会社	東洋クロス株式会社	三菱製紙株式会社	株式会社東京印書館

け	1
こ	250
別刷図版	
慶長遣欧使節	60
検地	188
遣唐使船・遣明船	220
誥命	220
小判	220
皇朝十二錢	220
光背	492
光琳派	556
牛玉宝印	572
古活字版	588
戸籍・計帳	796
小袖	812
古代裂	860
古筆切	972
図版目録	1020

図 版 目 録

5

け — こほ

例 言

1 この図版目録は、本冊に収載した図版を、下記の分類によって掲げたものである。

肖像	(1)
花押・自署	(3)
印章	(4)
文書	(4)
典籍	(6)
新聞・雑誌	(10)
絵画	(11)
絵図	(12)
地図	(13)
仏像	(13)
建築	(14)
船	(15)
遺物	(16)
遺跡・史跡	(17)
その他	(18)

カラー別刷図版

慶長遣欧使節	(22) (22)
遣唐使船・遣明船	(22)
誥命	(22)
光琳派	(22) (22)
小袖	(22) (23)
古代裂	(22) (24)
小判	(22)
古筆切	(22) (24)

モノクロ別刷図版

検地	(22) (26)
皇朝十二銭	(22)
光背	(22) (26)
牛玉宝印	(22) (27)
古活字版	(22) (30)
戸籍・計帳	(22) (30)

2 記号・略号

- 国宝
- ◎ 重要文化財
- 重要美術品
- 〔特史〕 国指定特別史跡
- 〔史〕 国指定史跡

- 〔絵〕 肖像画
- 〔彫〕 肖像彫刻
- 〔写〕 肖像写真

け

け 假 『大宝令』『養老令』の各假寧令などに規定する官人等の休暇。「か」ともよむ。申請を要しない常假(六假・中務・宮内供奉の諸司および五衛府をのぞく在京諸司、毎月六・十二・十八・二十四・晦日と、申請を要する別假(中務・宮内供奉の諸司および五衛府、五月・八月・十月・田假(京官のみ、風土に依じて五月・八月など播種と收穫の月に兩番で各十五日)・定省假(父母が畿外にあるとき、三年に一回、三十日)・沐假(後宮女官、半月ごとに三日)・學生の假(旬假・田假・授衣假)・喪假・師喪假・改葬假・學喪假・私假・囚人假・奴婢假がある。ただし詔勅の発布、急事、過所の発行、官物の輸受は假に拘束されない。常假は官司が休日となり、宿直人かいるが、代休はない。中国では、漢・六朝においては五日勤務し、一日の休暇があったが、唐の開元令においては旬假である。唐においては元日などは休假であるが、日本においては節日である。請假解の実例が『正倉院文書』に多くみえる。

参考文獻 『古事類苑』政治部一・三、山田英雄「律令官人の休日」竹内理三博士古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』所収

け 藝 晴(はれ)の対語。日本人の生活は貴族から庶民に至るまで、衣・食・住のすべてにわたり、晴と藝(ふたん・平常)とがきびしく区別されていた。今日もなお「晴着」「ふだん着」などの語に残っている。平安貴族の男性服、直衣(のうし)は「藝の衣」「藝の服」といい、典型的な平常服であったし、饗饌と日常食はいうまでもなく、寝殿造においても、使用上公的儀礼の部分と日常的私的な部分に区分された。中世では「藝にも晴にも歌一首と申すが、夫は最前の歌でござる」狂言「鶏泣」などというこわさもあった。農耕儀礼・宮廷儀礼・通過儀礼など各種の儀礼の成立がこの両面の生活を生んだが、一方時代の下降につれ、文学においてもたとえ和歌にしても藝から晴へ、日常性から文芸性への展開が見られ、服装においても下層服・私服が上層服・公服化する傾向が見られ、食事においても晴の食膳と日常食との差が少なくなるなどの現象が見られる。↓晴(はれ)

性服、直衣(のうし)は「藝の衣」「藝の服」といい、典型的な平常服であったし、饗饌と日常食はいうまでもなく、寝殿造においても、使用上公的儀礼の部分と日常的私的な部分に区分された。中世では「藝にも晴にも歌一首と申すが、夫は最前の歌でござる」狂言「鶏泣」などというこわさもあった。農耕儀礼・宮廷儀礼・通過儀礼など各種の儀礼の成立がこの両面の生活を生んだが、一方時代の下降につれ、文学においてもたとえ和歌にしても藝から晴へ、日常性から文芸性への展開が見られ、服装においても下層服・私服が上層服・公服化する傾向が見られ、食事においても晴の食膳と日常食との差が少なくなるなどの現象が見られる。↓晴(はれ)

げ 偈 梵語はガーター偈(ガーター)で、伽陀と音写し、諷誦・偈頌と訳す。十二部経・經典を叙述の形式または内容から十二種に分類したものの一つ。元来は歌謡の意であるが、仏教では經典の中で二句・四句・五句・六句などの詩句をもって教説を述べたものをいう。例としてパーリ經典の「長老偈」「長老尼偈」などがある。これと類似しているのが応頌・重頌と訳されるゲイヤ(geya)である。この方は散文の教説の次にその内容を韻文で重ねて説くもので、やはり十二部経の一つである。

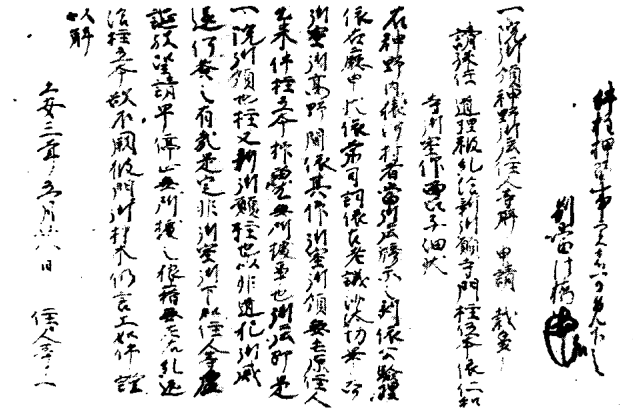
中内容を記した事実書の結尾を「謹解以解」でくくり、年月日を記したのち、上中者執筆者および当該官司全員の官位姓名を署する、という形をとるよう定められていた。したがって文面上には充所となる上級役所名はあらわれないが、これは律令官制にあっては、所管の役所が何であるかは自明であつたうえに、上級官司を名指して記さないことが礼儀であると考えられていたからであるといわれている。公式令の定める解の模式は、以上のように律令官司間の意志をつなぐ手段としてのみ定められていたが、実際の残存例からみると、すでに奈良時代から個人が差出人であるケースもあり、また受取人が個人であるケースさえあつて、事実上、牒や辞の機能を果たすものもかなり存在していたことが認められる。



近江国司解



中室淨人過状



紀伊國神野庄住人等解

解を授受の機関・人間の関係に即して分類すると、まず官司関係では八省・諸国などにその被管である職・寮・司・郡などから提出されるもの、八省・諸国などから太政官に上申するものがあり、このほか、神祇官が太政官に提出する文書も、官制上前者が後者に属するという理由から、解として扱われた。また律令官司外の人や機関を含むものには、個人が上級の役所に提出するもの、同じく個人がより身分の高い個人に上申するものがあるほかに、寺社など律令官司と統属関係のない機関が律令官司に提出する文書も、牒にかわって解の様式で扱われることが多かった。次に解を扱われる内容に即して見ると、公式令の定めでは、授受の主体が律令官司であるところから、下級の役所から所管の上級の役所への行政上の上申事項一般とされていたが、個人が所管の官司や主人に提出するものには、不参解（ふさんげ）と呼ばれる欠勤届や、請假解（しょうかけ）と呼ばれる休暇願など、機構の枠では処理できないものが多く含まれ、また個人間の土地・資財の貸借・売買なども、律令制下ではすべて関係官司の認可を必要とするためとなっていたため、その契約を示す券文も解の形式で作られた。解は、このように令制当初の時代から、公式令の定めを土台としながら、形式・内容ともにそこからみ出る面をもっていたが、平安時代にはいると、下級の人・機関から上級の人・機関への訴え一般を広く対象とするようになり、さらにそれが定着する平安時代中期以降になると、その具体内容の多様化に応じて、解文・解状・懸状・申状・訴状など名称も具体化・多様化し、中世にはもっぱらこれらの指称がおのの内容に即して用いられ、解という指称はほとんど使われることがなくなった。

↓解状（けじょう）

【参考文献】 相田二郎『日本の古文書』、中村

直勝『日本古文書』、佐藤進一『古文書学入門』、飯倉晴武他編『日本古文書学講座』二・三

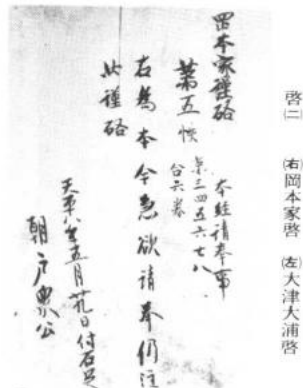
ケアリ Otis Gary ムケアリ

げあんご 夏安居 ム安居（あんご）

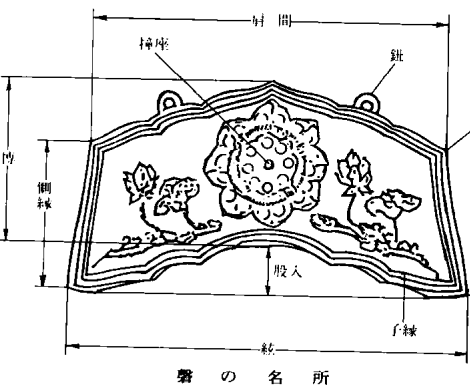
けい 啓（一）公式様文書の様式。令制で、下から皇太子および三后皇后・皇太后・太皇太后にたてまつる文書をいう。公式令によると、その書式は、冒頭に「某啓」と記して事実書を続けたのち文末を「謹啓」とくくり、年月日、ついて官位姓名を記すよう定められていたが、実例はほとんど残っておらず、平安時代以降にはあまり用いられなくなった。なお啓に対し皇太子・三后が下付する文書は公式令で令旨とよばれ別に書式が定められていた。

【参考文献】 相田二郎『日本の古文書』、中村直勝『日本古文書』、佐藤進一『古文書学入門』

（二）私文書の様式。奈良時代以来、個人間の往復書簡に用いられた文書形式。その書式は、多様を極めるが、事実書・差出人・充所・日付の配列に注目して整理すると大略次の六種類に分けられる。（一）「何某差出人謹啓」と書き始めて事実書を記し、末尾に月日だけを記して充所を書かないもの。（二）「謹啓」と書き始めて事実書を記し、末尾に月日と差出人名を書いて充所を書かないもの。（三）冒頭に「何某（差出人）何某（充所）」と記し、改行して事実書を収めたのち月日を付するもの。（四）冒頭の行を「謹啓 何某（充所）」と記し、事実書ののち月日と差出人名を加えるもの。（五）冒頭に「何某（差出人）」と記し、改行して事実書を述べ、末尾に月日と差出人名を加えるもの。（六）はじめに事実書を認め、月日と差出人名を記したのち改行して充所を書くもの。これらは奈良時代以来併存していたが、平安時代以降漸次（二）の様式が広まり、後世の書状



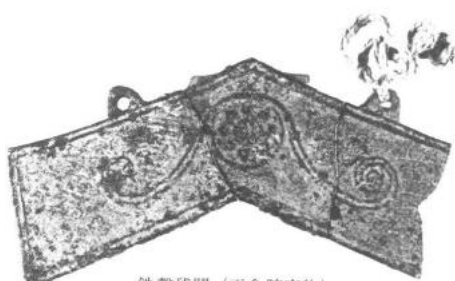
様式の母型となった。
【参考文献】 佐藤進一『古文書学入門』、相田二郎『日本の古文書』、中村直勝『日本古文書』
けい 頃 ム代（しろ）
【参考文献】



けい 警 中国古代の礼器（らいき）が仏教儀礼の具に取り入れられたもの。警という文字本来の形は「声」で、警石を木の枝などに懸架した形。これを鼓つ象が（る）で、警はその音である。仏具の警は仏壇正面に据えられた礼盤（らいばん）の右側の警架（けいか）に架け、勤行の際、導師が打ち鳴らす。なお、正面には経机、左側には柄杓（へしやく）が置かれる。殷墟からは石製・瓦製のものが出土しており、その大小・刻文などはさまざまであるが、総体「へ」字形をした不等辺五角形である。そして「周礼（しうれい）」考工記の語「倨句きよう、矩（さしかね）警折」が示すように、中国古代の伝統的なものは直角に折れ曲った形である。仏具の警も古くは類似のものであったことが正倉院の鉄警によってわかる。現在、同警は右端を欠失しているが、写真によって復原してみても、後代のもののように左右相称ではない。総体粗笨な作りで、八葉の蓮華文の撞座（つきざ）から左右に蔵手様の唐草文が鋳表わしてある。平安時代以降普通に

みられるものは、この種の幣を左右相称に作り、上の方の縁には鉋（幣を吊り下げる所）の両脇を浅く切り込み、下の方の縁はそれら二つの切り込みに応ずる間を削って形を複雑にしたものである。紀年銘ある最古のものは京都市の峰定寺（ぶつじょうじ）の銅幣（重要文化財）で、表面には中央連華座の左右に単純な草花文を付し、無地の裏面に仁平四年（一一五四）の紀年を含む銘文が鑲刻してある。この種の形に連華文の撞座、その左右に孔雀を図したものが最も多く、その他花鳥・連華などの文様を付したものもある。長野県松本市宮淵町から長保三年（一〇〇一）の鑲刻銘ある銅製鰐口（東京国立博物館蔵、重要文化財）とともに出土した銅幣（同）は蝶（あるいは蛾）が翅を拡げたように作り、表面中央に鰐口と同様のヒ曜文を大きく鋳出して撞座とし、左右に流雲文風の唐草文を表わし、裏面は蝶を下からみたように作ってある。その他異形のものとしては洲浜形のもの、連華座形のもの等がある。

【参考文献】 帝室博物館編『正倉院御物図録』、三、広瀬都賀『日本銅幣の研究』、梅原未治『殷墟』、出土文物展覧工作組編『文化大



鉄幣残闕（正倉院宝物）



宝相華文幣（滝谷寺蔵）



連華文幣（神林寺蔵）



蝶形幣（長野県松本市宮淵出土）

革命期間出土文物』（保坂三郎）

げい 外位 律令位階制のなかの傍系的な系列「がい」ともよむ。わが国での外位の確実な初見は『日本書紀』天武天皇元年（六七）閏六月庚寅条であるが、同元年三月「西条には「内小七位」がみえ、ほかに例をみないこの冠位を文飾・追記とみるか否か、外位出現の時期についての見解が分かれて、つまり天智天皇十年（六七）の冠位制に外位を認めるか、壬申の乱を境に天武朝での格（きやく）制と推測するかである。しかし、いずれにせよ、外位の機能が活用され、百濟からの渡来貴族の有労者や卑門出自の壬申の功臣を対象に、構造的に大宝令制の三位に対応する外紫位、おなじく四・五位に対応する外錦位が、追贈の形で出現したのは、天武朝での格制的な処置であったと推測できる。天武朝の内・外位を分かつ基準は、出自・氏族の尊卑であったが、この外位の機能・性格は、新羅の外位制に類似していた。そして天武朝の外位は、天武天皇十三年の八色の姓（やくさ）のかね）と天武十四年冠位制とによる官人制の再編成のなかに解消された。ついで大宝元年（七〇一）

内・外位の区分は官職の段階・種類によるといわざるをえない。しかし、立法者である中央貴族が、支配機構の末端に位置する郡司・軍穀その他に、地方豪族または農民層の採用を構想し、それへの授与を意図して中国の視品制を継受したとすれば、法のたてまえの裏にひそむ実質的な出自の条件と、中央貴族層の地方豪族への優越性確認という意図を見逃すことができない。この大宝令制の内・外位制と、神龜五年（七二八）三月二十八日の格で成立した内・外階制（内・外五位制）とは、その対象・機能からみて、明確に区別される。つまり神龜五年格では、内・外五位の処遇差を明確化するとともに、外五位の授与は、これまで外位の対象外であった中央官人に拡大・転用された。一方で内・外階制の成立後も、令本来の外位制が郡司・軍穀・蝦夷その他を対象に存続しつづけたのである。ここで内・外階制は、中央官人が五位に昇叙するとき、各氏の氏族・門地による階層差を明確化する機能を果たしたが、諸氏は、正六位上以下から従五位下に昇叙する極く少数の内階コース氏（氏の内部に両コースを含む）、三の

三月施行の大宝令位階制に再登場した外位は、外正五位上から外初位下までの二十階が規定され、郡司、軍穀、国博士・医師、帳内・資人・蝦夷らを授与の対象とした。この大宝令外位制は、中国の北齊・隋・唐の視品制を継受したと推測され、法のたてまえからは、

内・外兩階コース氏、（正六位上以下から外従五位下に進む大多數の外階コース氏）に大別された。やがて天平七年（七四五）一十八年に、内・外階コースの区分基準は変更され、真人・朝臣姓氏および大伴氏などの門地貴族としての宿禰姓氏は内階コース、それ以外の宿禰姓氏および忌寸姓氏以下の五位昇叙者は外階コースをふむことになった。この内・外階制は、基本線にて室町時代に至るまで残りつづけたのである。↓位階（いかい）

【参考文献】 野村忠夫『律令官人制の研究増訂版』、同「律令制官人社会構成の考察」外位の機能と性格」（『書陵部紀要』一）、曾我部静雄「我が位階制度に於ける初位と外位」（『律令を中心とした日中関係史の研究』）所収、大塚徳郎「律令官人社会における昇進について」外階コースから内階コースへ」（『平安初期政治史研究』）所収、喜田新六「位階制に及ぼした氏族の力」（『中央大学文学部紀要』二八）（野村忠夫）

げいあ 解意阿 生没年不詳 鎌倉時代前期の時宗の僧。諱は観鏡。八田知家の七男で、俗名は知勝、通称は七郎。幼時からの出家の志は許されなかったが、建保六年（一一八）父の善提を弔うため比叡山で得度し、安貞二年（一二一八）浄土宗西山義の祖証空の弟子になったといひ、またただちに証空のもとで出家したとも伝える。説に遊行・祖真教の門に入ったというが、両者は年代のうえて出会いはない。しかし解意阿の弟子などが証空の孫弟子・遍の門下に近づく機縁は想定され、常陸の海老嶋（茨城県常陸郡明野町）に創建した新善光寺の歴代が八田氏の族穴戸（ししと）氏出身であったことなどから、解意阿とその門流解意派は、時宗教団で遊行派とは違った在り方をしていたと思われる。

【参考文献】 菊地勇次郎「常陸の時宗」（『茨城県史研究』七）（菊地勇次郎）

けいあいじ 景愛寺 京都市上京区西五辻東町にあった臨濟宗尼寺。その開創は建治三年（一二七三）八月理宝尼が、皇族の安泰と故御所後嵯峨天皇かの冥福を祈る尼寺の草創を立願して、如大尼に大宮五辻の西北の地東西三十二丈五尺・南北四十三丈を寄進したのに始まる。如大尼がその後来日した仏光国師（無学祖元）に師事嗣法したことから景愛寺は京都における仏光派最初の道場となり、寺観整備には高峯顕日ら仏光派の徒が協力した。開山如大尼は道号を無外といひ、弘安八年（一二八五）仏光によって印信許可され、永仁六年（一二九八）十一月二十八日七十六歳を以て示寂。正脈院（真如寺）に塔された。室町時代初期尼寺五山が制せられるとその筆頭となり、末寺も建聖院・宝鏡院・宝鏡寺・安禪寺・真乗寺・保安寺・大聖寺・本光院・陽寧院・光聚院・保祐院・慈徳院・興善院・妙智院・休耕院・慈雲院・慈源院・総持寺・継孝院など次第に増加して景愛寺派を形成、紫衣寺となった。

応永二十八年（一四二二）方丈焼亡を伝えるが、仏殿は災を免れている。寺の存在は明応ごろまで確認できるが、その後の戦乱に衰勢に走り、ついに本尊丈六の阿弥陀如来像および仏光・如大両祖像、祝聖三牌は宝鏡院に移され現存、本尊と如大像は重要文化財に指定されている。なお景愛寺長老職は江戸時代初期から大聖寺と宝鏡寺が就くことになっている。

【参考文献】『宝鏡寺文書』、『大聖寺文書』、『看聞御記』、『隆涼軒日録』、『康富記』、荒川玲子「景愛寺の沿革―尼五山研究の一齣―」（『書陵部紀要』二八）（大塚 実忠）

けいあみ 芸阿弥 〆真芸しんけい
けいあみ 桂庵 江戸時代以後、雇人の周旋業者の俗称。慶庵・慶安とも書く。江戸時代には入口・口人・口人・肝煎などともよばれていたが、近世的には人宿（ひとやど）と称されていた。『近世事物考』などによると、寛文年間（一六六一―一七三）江戸木挽町の医師大和慶安が男女の縁談を医業よりもっぱらにしたことよりおこり、縁談・奉公人の口人など人の媒酌をする者を「けいあみ」と称するようになったという（また別に軽薄者との意味もあった）。人宿の語は寛永年間（一六二四―一四四）よりみえる。彼らは奉公先を周旋し、決まる主人側と奉公人の双方から謝礼を取る。江戸は農村より流入する者が多いため、一季・半季の短期の下男・下女などはおもに彼らを介して雇傭され、特に足軽・中間など、身分の低い武家奉公人の多くはこれによった。悪質な人宿が少なくなかったため、江戸幕府は宝永七年（一七二〇）人宿組合をつくらせたが徹底を欠いた。大坂での口人については「世間胸算用」などにその描写がみえる。

【参考文献】南和男「武家奉公人と人宿」（『江戸の社会構造』所収）、金田正一「徳川時代における雇傭法の研究」（『国家学会雑誌』四一・七二―一〇）（南 和男）

けいあん 慶安 後光明天皇の時の年号（一四八八―一五二二）。正保五年（一五五二）に改元。御慎による。出典は従二位菅原為適の勳文に「周易曰、乃終有慶、安貞之吉、応地無疆」とみえる。五年九月十八日承応と改元。

けいあんおしょうかほうてん 桂庵和尚家法倭点 朱子新注学による漢籍の訓読施点法を説いた書。冊。明応九年（一五〇〇）成立。著者の桂庵玄樹が学祖の岐陽方秀の説を中心に自説を加えたもの。標題の書名は、元和十年（一六二四）に如竹が刊行した際に命名した。巻頭に四書五経の新注について説き、句読の事をはじめ、之以下に主要な助字の新しい訓法を簡条書に定め、施点の位置、字音、仮名遣にも言及している。伝統的な博士家の訓読法を排斥して、音読を多くし、落字なく置字までも読むという即字的な訓法を主張し、

直訳調を一層進めた。この主張は早く室町時代の加點本に現われ、江戸時代には文之ぶん（玄昌の『四書集注』寛永三年（一六二六））などの刊行を契機として、当代の訓点全体に大きく影響した。このために訓読史上、博士家の訓法が大きく変遷する画期をなした。写本には室町時代末期写・慶長十六年（一六二二）写・寛永ころ写の各本、刊本に元和十年刊、慶安二年（一六四九）・寛文九年（一六六九）再刊があり、内容に小異がある。活字本は『大日本史料』九ノ一、『日本教育史資料』二所収のほか、『桂庵和尚家法倭点』がある。

【参考文献】伊地知季安「漢字起源、足利行述・鎌倉室町時代之儒教、大江文城『本邦四書訓点並に注解の史的的研究』、中田祝夫「古点本の国語学的研究」総論篇、川瀬一馬「近世初期に於ける経書の訓点に就いて―桂庵点・文之点・道春点をめぐって―」（『日本書誌学之研究』所収）、同「桂庵和尚家法倭点について」（『青山学院女子短期大学紀要』二）（小林 芳規）

けいあんげんじゅ 桂庵玄樹 一四二七―一五〇八 室町時代後期の臨濟宗聖一派の禅僧。諱玄樹、字桂庵、別に島陰・海東野釈と称す。周防山口の人。応永三十四年（一四二七）生まれる。はじめ南禅寺の景蒲玄哲に師事、のちその法を嗣ぐ。南禅寺の惟正明貞・景召瑞榮に従学、蘭坡景菴に詩文を学んだ。長門福福寺に住していた応仁元年（一四六七）、大内船の正使天与清啓の随員として渡明、各地に宋学を学ぶ。文明五年（一四七三）帰朝。その後石見に移居し、同年九州各地を歴遊して肥後の隈部忠直の帰依を受ける。同年二月、島津忠昌の請に応じて薩摩に赴き電雲寺に入る。十一年、忠昌が桂庵のために開創した島陰寺（桂樹院）に住した。この地で朱子新注による講説を盛んに行なった。同十三年、伊地知重貞とはかって朱子の『大学章句』を梓行。



桂庵玄樹画像

伊地知本大学・文明版大学とよばれるもので、広くこの地方に流布され、延徳四年（一四九二）に桂樹院で再刊される（延徳版大学）。桂庵は四書を門下に教授するべく句読法を新しくした。『桂庵和尚家法倭点』として残るのがそれである。博士家の訓点が秘伝的性格をなお強く残していたのに対して、啓蒙的公開を意図する点に特色があると評される。桂庵点の実例が、川瀬一馬によって延徳本『大学』・元龜鈔本『論語集注』および建仁寺兩足院蔵古写本『島陰漁唱集』の三種紹介されている。長享元年（一四八七）日向鉄肥の安国寺に住し、以後日向と鹿兒島の間を往還した。明応六年十二月建仁寺の「扶桑五山記」、ついで南禅寺の公帖をうけ住す。いくばくもなく薩摩に帰り桂樹院あるいは大隅の国分正興寺に住し、さらに東帰庵を結んで退居。永正五年六月十五日こゝて示寂。八十二歳。薩南の地で中国の新思潮の紹介につとめた桂庵の学統は安国寺の月渚永乗、竜源寺の一翁玄心、大竜寺の文之玄昌と継承されて藤原惺窩に及び、近世朱子学の源流となった。著書に『桂庵和尚家法倭点』のほか、詩集『島陰漁唱』、『島陰集』と『島陰雜著』がある。別に『桂庵文集』、『南遊集』があったと伝えられるが今は佚した。↓薩南学派（さつなんがくは）

桂庵玄樹墓



【参考文献】『大日本史料』九ノ、永正五年六月十五日条、足利行述『鎌倉室町時代之儒教』、和島芳男『中世の儒学』(吉川弘文館『日本歴史叢書』一)、川瀬・馬『近世初期に於ける経書の訓点に就いて』桂庵玄樹・文之点・道春点をめぐりて、『日本書誌学之研究』(所収)、藤田浮嶋『桂庵禪師付文之和尚』、『歴史地理』四ノ六。(今泉 淑太)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

けいあんけんちじょうもく 慶安検地条目

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

郡境・山境などを切つて近世的行政村を設定する「村切」が行われ、名請も、広汎な分付(ぶんづけ)記載の採用により、次・三男はじめ同居の叔伯・従属農民まで登録され、いわゆる帳外のない検地であった。慶長二年(一五九八)の検地帳に分付がみられず、慶安検地帳に現われているのは、血縁家族や従属農民の自立がそれだけ進んだことを語っている。慶安検地は寛永以来の幕府農政の一つの帰結であり、次期の寛文・延宝・天和などの諸検地に継承・発展させられる必然性になっていた。諸藩でも、信州松本藩のように、慶安期の領内総検地によって藩体制の基盤を確立した藩は少なくなかった。

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

にあり、世上に幕府内部の不統一が喧伝され、政局に不安をもたらした。当時軍学者として盛名のあった由比正雪は、大名・旗本の諸家に入入りし、その身辺に仕官の周旋を望む牢人を数多く集めていたが、まさに好機到来と判断し、これら牢人を語らうて叛乱の挙にたのである。その叛乱計画は、徳富猪一郎(蘇峰の『近世日本国民史』、徳川幕府思想篇によると、江戸では丸橋忠弥を指揮者とし、幕府の小石川塩硝蔵奉行河原勘右衛門を使つて蔵に火をかけ、その爆発と同時に各所に火を放つて江戸を火の海と化し、その虚に乗じて、忠弥の率いる一隊は城内に侵入して、偽って將軍を奪い、正雪らの拠る駿河久能山(静岡市)へ急行し、一方、桜井三太夫・同彦兵衛の率いる一隊は、事件を聞いて急ぎ登城する老中以下の重職を路上に討ち取り、また佐原重兵衛・長山兵衛右衛門の率いる一隊は、譜代大名の屋敷に火薬を投じて乱入し、さらに柴原又左衛門の率いる一隊は、鉄砲三百挺を用意して、忠弥らが將軍を奪って久能山に走るとき、追撃の兵を喰ひ止める。京都では加藤市郎右衛門・吉田初右衛門を指揮者とし、江戸の古報を得て、ほぼ同一の手段を用いて二条城を乗っ取り、大坂では金井半兵衛・石橋源右衛門を指揮者とし、正雪の報知を待つて、市中を焼討ちし、諸大名の蔵屋敷にある米穀を収め、大坂城に立て籠る。正雪自身は、一時久能山に拠り、その金庫に納める金銀を入手して軍用に供し、そのち駿府城を攻略して本拠とし、將軍を擁立して、天下に号令する、というものであった。この叛乱計画に荷担した牢人の数は不明であるが、説におよそ千五百人とも三千余人とも五千人ともいう。しかし、この計画は、七月二十三日夜の数人の訴人によって露頭し、ついに実現しなかった。老中松平信綱方へは、幕臣大沢尚親を通じて牢人林理左衛門知古ともひきこと信綱の家臣

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

奥村権之丞重昭を通じてその弟八左衛門・従弟七郎右衛門幸忠とが訴入し、備前岡山藩主の池田光政からも教示があったと伝える。江戸町奉行石谷貞清方へは、幕府御弓師栗林藤四郎が訴入し、また何方かに牢人田代次郎右衛門信久も訴入したという。この報告を得た幕府は、当日に新番頭駒井右京親昌を正雪追捕の使者として駿府に急派する向けたわら、南北両町奉行所の与力・同心を差し向けて忠弥一味を召し捕った。翌二十四日には元老井伊直孝と松平信綱とが会議し、また相模小田原藩主稲葉正則に箱根の関の警固を下知した。二十五日には、御側中根正盛配下の与力(国目付)を諸国の動静探索がたがた駿府に派遣し、二十六日には、またも正盛配下の与力を上野碓水の関の警固に差し向けた。同日、二十一日に江戸を発つて前夜から駿府茶町(静岡市)の旅館梅屋に紀州家中と称して宿泊していた正雪一味を、駒井右京および駿府町奉行落合小平次と配下の与力・同心らが召し捕らうと取り囲んだが、一味は枕を並べて自刃して果てた。二十七日には主謀者の一人金井半兵衛の人相書がたされた。また吉田勘右衛門は、二十五日に湯治に行くといつて日本橋十間店の家をたあと、有馬温泉(神戸市)でみつかつて捕手と闘つて自刃した。二十九日の朝には、江戸芝西久保の土取場で熊谷三郎兵衛の死体が発見された。やはり自刃したものであった。同日、一味の牢人五十七人が召し捕られた。翌三十日には正雪が駿府で改めて獄門にかけられた。八月十日には忠弥以下三十五人前後のものが鈴ヶ森(東京都品川区)で処刑され、十三日には半兵衛が大阪天王寺で自刃した。九月十八日には正雪の親族らが駿府で傑・斬罪となった。これを最後に事件は落着き、八月十四日には訴人の行賞があった。林知古は五百石、奥村八左衛門・同幸忠・田代信久は各三百石を賜わり、四人とも幕臣に取り立

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

【参考文献】北島正元『江戸幕府の権力構造』、金井圓『松本藩における幕藩体制の確立』、『藩制成立期の研究』(所収)

てられ、栗林藤四郎は百五十俵を増加されて二百俵となり、別に銀百枚を賜った。奥村重昭は主君松平信綱から五百石を増加されて千石となり、幕府からは金十枚・時服二雙を賜った。ちなみに、忠弥召捕のときに捕者の一番であった北町奉行同心足地六左衛門には銀八枚と刀、二番であったおなじ北の同心堀江喜左衛門には銀六枚と脇差が褒美として下された。ときに、この叛乱計画には、御三家の一つ紀州徳川頼宣の名前が利用された。そのため事件後には、幕府から頼宣に対して謀叛の嫌疑がかけられ物議をかもした。また、事件は幕府に衝撃を与えた。しかし、当時はすでに幕府の基礎は確立し、幕閣には將軍輔佐保科正之・元老井伊直孝・大老酒井忠勝・老中松平信綱・同阿部忠秋らの家光遺臣が揃い、政治の機構とその運営の規則も定まっていたので、日頃の幕政遂行は勿論のこと、事件の勃発に際しても充分に対処し得て、そこに何らの支障もきたさなかった。正雪の叛乱の目的については、従来から諸説が行われてきた。古くにはいわば正雪自身の幕政改革説（『正雪書置』、林羅山のキリシタン説『草賊前記』）があり、近くには小泉策太郎（三申）の尊王討幕説（『由比正雪』、栗田元次の牢人救済説『総合日本史大系』江戸時代上）がある。これら諸説のうち、いまでは栗田の牢人救済説がもっとも妥当なものとされている。ところで、事件を契機として、幕府はそれまでの牢人および大名・旗本に対する取扱いを改めるに至った。すなわち、石谷貞清をはじめ幕府諸役人らは、牢人の再仕官の幹旋に積極的になり出すとともに、同年十二月十一日には、大名・旗本の五十歳以内の者に末期養子を許可し、牢人の発生源である改易・減封に手心を加えた。後者の方針は、その後さらに徹底され、寛文三年（一六六二）には、当主が十七歳以下の場合でも養子を認め（『諸士法度』）

天和三年（一六八三）には、五十歳以上の者にも吟味の上で養子を許可するようになった（『武家諸法度』）。その結果、大名・旗本の改易・減封は激減した。この事件は、牢人問題の処理ばかりか、武断から文治へと幕政が転換する端緒ともなった政治上の画期的な事件であった。

参考文献『徳川実紀』四、進士慶幹『由比正雪』（人物叢書）六八、林亮勝『松平信綱と慶安の変』（高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』所収）、穂積陳重『由比正雪事件と徳川幕府の養子法』（『帝国学芸院第一、部論文集』）所収、栗田元次『慶安承応の牢人騒動』（『中央史壇』二二・一・三）

（北原 章男）

けいあんふれがき 慶安触書 慶安二年（一六四九）二月二十日、検地条目とほとんど同時に江戸幕府より布達された「諸国郷村江被仰出」三十二ヶ条のことで、俗に「慶安の御触書」という。幕府が農村に指令した法令は寛永十九年（一六四二）ごろからたびたびみられるが、この触書は従来の法令が代官に対するものであったのとは異なり、農民にむかって直接に、しかも懇切に説き聞かせるといった形をとっている。内容は勸農に始まり、勤勉・節約など日常生活の心得から家族関係への干渉にまで及んでいる。そのおもった頂をあげると、次のようなものがある。耕作に精を入れ、田畑の植えようとししえようと念を入れ、雑草をよく取る、田畑の境には大豆や小豆などを植え、少々でも作物を収穫すること。朝は草を刈り、昼は田畑の耕作にかり、晩には縄をない、俵をあみ、それぞれの仕事をお断なくいたすこと。正月十一日前に鎌の手入れを行うこと。百姓は肥・灰を調べておくことが大事だから、雪隠を広く作り、雨水が入らぬように注意すること。夫婦二人だけで馬も所有せず、肥溜めのてきぬ

場合には、庭の中に三尺に一間ほどの穴を掘り、その中に掃きため、芝草を入れ、そこへ水を流して作り肥えをすること。百姓は分別もなく将来のことをよく考えないものが多く、秋時分に米雑穀をむぎと妻子に食わせているが、いつも正月二月三月時分の気持で食物を大切にすること、また麦・粟・稗・菜・大根などを作り、米を多く食い潰さぬようにすること。みめかたちのよい女房であつても、夫のことをおろそかにし、大茶を飲み、物まいり・遊山すきする女房は離別すべきこと。春秋には灸をすえ、病気になるぬよう常々心がけること。食にもならず煩いものになるだけの煙草は喫わぬこと。さらに「少しは商心」の必要なことを述べ、また利息の重大さについてふれ、米二俵を借りた場合の例をあけて説明している。そして後半部から結末部にかけて、「地頭は替わるものだが、百姓は末代まで、その所の名田を使つて」とことを強調し、「米穀糶を沢山もつたとして、無理に地頭・代官が取ることもなく、天下泰平の御代なれば脇より押え取る者もない、だから「年貢さえ納入してしまえば百姓はと氣楽なものはない」と述べ、一定の生産物地代納入以外の負担から農民を解除しようとする意図が示されている。ここにある枠内とはいえ、領主側の農民保護政策が打ち出されていることは否定できない。このことは土豪的大家族経営を否定し、大家族の中に包含されていた小家族を独立させ近世本百姓を形成してゆこうとする、幕府の政策が徐々に功を奏したことを物語るものである。この触書の趣旨は、その後、各地方の五人組帳前書などに生かされた。また幕末に至っても、この触書を開板し郷村に布達する藩は、一、二にとまらなかつた。『日本財政経済史料』二、『徳川株考』前集五、『近世農政史料集』などに所収。

参考文献 北島正元『江戸幕府の権力構造』、

林基「近世における階級闘争の諸形態」『百姓・探の伝説』所収、榎本宗次「慶安御触書」考その成立年代についての疑義」『歴史評論』一〇六（榎本 宗次）

けいあん 慶雲 文武・元明両天皇の時の年号（七〇四—一〇八）大宝四年五月十日に改元。備前国が神馬を献じ、西楼上に慶雲があらわれたことによる。五年正月十一日和銅と改元。

（山田 英雄）

けいあん 慶運 生没年不詳 鎌倉・南北朝時代の歌僧。「きょううん」とする説もあるが、『風雅集』の「け」の部に収められるところから「けいうん」と思われる。梅沢本『古今和歌集』の奥書によって応安二年（一三六九）まで生存したこと、家集の歌によって七十歳ごろまで生きていたことが知られる。法印淨弁の子で、子に慶孝がある。青蓮院宮導入道親王に仕えたりしく、法印となり文和四年（一三五五）から貞治五年（一三六六）に至る間に祇園目代たることに三度に及んだ。二条為世の門下で、淨弁・頼阿・兼好とともに四天王に数えられ、康永三年（一三四四）十月の「高野山金剛三昧院奉納短冊」の人数にほかの三人とともに加えられ、文和元年（一三六二）二条良基の百首にも頼阿・兼好と並んで加えられた。しかし二条派の中では重視されず、生存中同派の手になる勸撰集には、一首も入れられない。その憤りからか死の時に詠草のすべてを、「東山藤もとの草庵のしりへに、みなうづみ捨て侍る」と「ささめこと」にある。歌風については「近來風体抄」に、「慶運はたけを好みものさびて、ちと古体にかゝりて、姿・心はたらくきて、耳に立つさまに侍りしなり」とある。勸撰集に入る歌十八首、『続群書類従』に「慶運法師百首」があり、『群書類従』には「慶運



慶運花押

『群書類従』には「慶運

